HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『古今集』詞書の作者名の書式の一原則
Author(s)	廣瀬, 公彦
Citation	国語国文研究, 147, 1-12
Issue Date	2015-10-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/93158
Type	journal article
File Information	kokugokokubunkenkyu_147_01-12.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

『古今集』詞書の作者名の書式の一原則

廣瀬公彦

一・『古今集』の作者表示における異例

『古今集』では作者名を詞書の下部に別記することを原則としている。それは先行する『万葉集』や私家集が作者名を題詞や詞書の中に含むのと形式を異にするもので、『文選』などの部類別排列をとる詩の総集、直接的には『文華秀麗集』や『経国集』など勅撰詩集の本文題詞にならったものだという（辻田昌三「詞書の系統に関する二三の問題」『論集　日本文学・日本語』二・中古、角川書店、一九七七年十一月および同「古今集詞書の立場」『初期仮名文の研究』桜楓社、一九八六年十月、初出一九八四年十二月）。作者名が作歌事情や題から独立し別記されている様は、あたかも作者を記す欄が付されているようであり、ここでは「作者欄」とよぶことにする。この作者欄は、「作者表記が加えられたならば、それが新たな作者表記の現れる直前までを支配する形式」（徳原茂実「元永本古今集の作者表記について」『古今和歌集の遠景』和泉書院研究叢書三三五、二〇〇五年四月、初出一九八三年二月）をとっている。作者名が下部に別記されない詞書でも作者欄は存在し、直前の作者を引き継ぐことを明示するために空欄にしてあるといえる。これは詞書全体にもいえることであるが、一首ごとに逐一記さない態度にかえってその厳密さが伺える（作者不記載を原則とする巻二十はこれにあてはまらない）。

しかし『古今集』の中には、詞書中に作者が記されるなどして、作者欄が空白となっているものがある。直前までの作者表記が引き続き適用されているわけでもなく、作者欄のない異例といえるのが次の例だ。仮にA群とする。

・二条の后の春のはじめの御歌(1)　（春上・四）
・仁和の帝、親王におましましける時に、人に若菜たまひける御歌(2)　（春上・二一）
・奈良の帝の御歌(3)　（春下・九〇）

・仁和の御時、僧正遍照に七十の賀たまひける時の御歌[4]
（賀・三四七）

はやく久曾神昇『古今和歌集成立論』研究編（風間書房、一九六一年十月）は、作者名の書式の原則十項の第一番目に「天皇・皇后は詞書の中で述べる」ことを挙げており、以降の注釈書の多くがこれに拠っている。

また同様の例には次のような天皇とその后以外のものもある。仮にB群として掲出しよう。

・小野千古が陸奥介にまかりける時に、母のよめる[5]
（離別・三六八）

・業平朝臣、紀有常が女に住みけるを、恨むることありて、しばしの間、昼は来て夕さりは帰りのみしければ、よみてつかはしける[6]
（恋五・七八四）

・式部卿の親王、閑院の五の御子に住みわたりけるを、いくばくもあらで女御子の身まかりにける時に、かの御子の住みける帳のかたびらの紐に文を結ひつけたりけるをとりて見れば、昔の手にてこの歌をなむ書きつけたりける
（哀傷・八五七）

・業平朝臣の母の皇女、長岡に住み侍りける時に、業平宮仕へすとて時々もえまかりとぶらはず侍りければ、師走ばかりに母の皇女のもとより、「とみのこと」とて文を持てまうできたり。あけて見れば、詞はなくてありける歌[7]
（雑上・九〇〇）

これらについては後でみるように個別の説明がいろいろに試みられているが、「いずれも固有名詞で表される人物の家族など」（中島輝賢『角川ソフィア文庫』）という説明が最も的確なものだ。

しかしこれまで、A群とB群が作者を詞書の中に記す理由と意味を説明した論は少なく、特に両群の包括的把握を試みたものはほとんどないように思う。本稿では、A群とB群それぞれに関わる説を追いつつ、それらを統合して『古今集』の一原則として定位することを目指す。

二、異例各群に関する諸説

A群については、早く『八雲御抄』が「古今光孝已上書レ右」（巻第二作法部・御製書様）と述べていた。阿部秋生「勅撰和歌集の詞書の立場」（関西大学『國文學』第二十九号、一九六〇年十月）も「帝・皇后の場合には、作者名を掲出せずに、詞書の中に組み入れるといふ、特例的な型によることを原則としてゐる」としているが、これを十項目の原則の一として位置づけたのが久曾神前掲論文だった[8]。

しかしこの原則についてこれ以上の考察を行った論は少ない。

たとえば注8引用甲斐論文は詞書を、まず作者が題を記し、編者が末尾表現を揃えるなどしたものだとみなす。すると詞書は、ある面では作者から享受者への説明（「作者を話者とする言語場」）であり、またある面では編者から天皇への説明（「編者を話者とする言語場」）でもあることになる。四番歌の詞書は作者名を含んだ三人称的文章であり、作者を話者とする言語場がないことになるが、これは一方では編者からの二条后への敬意表現でありつつ、他方では、編者からの受手である帝への敬意表現でもあるのであって、そ

れはこの詞書が編者に係る言語場と完全に照応していることとかかわっている

と論じた。

だが、辻田前掲論文（「詞書の系統に関する二三の問題」）に、「題詞や詞書は、製作の当初に個人的立場で記される場合もあろうが、集に収める段階では個人的立場は止揚されていると見るべきであろう」とある通り、歌集としてみる時に詞書を作者の言語場と直結させるのは躊躇される。なぜ作者欄を空白とすることが二条后や天皇への敬意表現となるのかも不明のままであり、B群も説明できない。

滝澤貞夫「勅撰和歌集の詞書について――古今和歌集の場合――」（『王朝和歌と歌語』笠間叢書三三一、二〇〇〇年一月、初出一九八六年四月）は、詞書と作者欄は両者を結び付けて初めて叙述が完成するのであり、元来一つのものであったという前提にたつ。そして勅撰和歌集の性質上、天皇とその后の場合は詞書の最初に作者名を示したが、廷臣の場合は冒頭に掲示することを遠慮して末尾の作者欄に示した、と論じた。B群についても、「詞書で歌の作者に言及せずにはそれぞれ詠歌事情を説明することが不可能だと思われる場合」なのだと説明を試みる。

だが、三四七番歌は天皇の作でありながら、詞書中に作者は具体的に示されていない。元号と敬語から仁和帝（光孝天皇）であることは分かるが、「詞書の最初に作者名を示した」とはいえない例だ。またB群の三六八番歌も、詞書中に必要だったとはいえない。

このようにA群については現象面の指摘に留まっており、その意図・理由についての考察にはなお追究の余地が残されている状況にある。

B群については個々の歌ごとにみていく。

三六八番歌について、『講談社学術文庫』は「前々の歌（366）から読人しらず」だとする。確かに三六七・八番歌の作者欄は空欄で、三六九番歌に「紀利貞」が出るまでその範囲内とみることもできる。同様のことは九〇〇番歌にもいえそうだ。ただしそうすると七八四番歌は前歌の作者によって小野貞樹となり詞書との間に矛盾を生じる。八五七番歌も、八五五番歌「読み人しらず」から作者欄を記さない流れの中にあるが、八五八番歌で再度「読み人しらず」と断られている。つまり八五七番歌は直前までの「読人しらず」を引き継いでいたのではなかったのであり、他例もこれにならって考えるべきだろう。小沢正夫『新全集』は「高貴な身分ではないのに、作者名が題詞と別に表記されていない珍しい例である」と指摘するにとどまる。『角川ソフィア文庫』が「いずれも固有名詞で表される人物の家族など」と分析するのが正鵠を射ていると思われるが、これ以上の記述はない。

七八四番歌については小沢正夫『全集』が紀有常を作者とするという説を提出したが、竹岡正夫『全評釈』がいうように、そうであれば「女にかはりて」とあるべきで、かつ作者欄に名が示されるはずだ。諸注に従い作者は「紀有常が女」となろう。

なお、この歌は九〇〇番歌と共に業平との贈答歌であり、そのことに関わらせる論もある。野中春水「『古今集』作者名記載様式における問題」（『國語國文』第二十三巻第六号、二三八号、一九五四年六月）は九〇〇番歌について、原資料では九〇一番歌の詞書の一部

としてあったものが独立した一首として選録されたために、作者欄がないのだとした。しかしテキスト以前まで遡る論は不確定さを伴うものであり、テキストに即した理解をまずは目指すべきだ。

徳原前掲論文は野中論の原資料反映の説を三六八番歌に用い、九〇〇番歌について「詞書の主格は作者（伊都内親王）ではなく業平であり、撰者は九〇〇・九〇一の贈答歌を業平の立場で鑑賞するよう読者に要求している」と述べる。片桐洋一『全評釈』は七八四番歌について「贈答を一括して詞書にまとめて答歌の作者名を「業平の朝臣」としたので、贈歌の作者名は詞書に譲って書かなかったのであろう」という。しかし六二・六三、四七六・四七七、六四五・六四六、七〇六・七〇七、九七一・九七二番歌と、贈答であっても逐一作者を表示するのが『古今集』の例であり（この中には業平の贈答歌もある）、ここだけ例外となることの説明を要する。

八五七番歌については、片桐『全評釈』が「ずいぶん長い詞書を伴って伝承されていたのである」「作者名を書かずに、詞書の中に記しているのも、物語的書き方をしているこの歌にふさわしい」といっているが、長い詞書を持つものは他にもあっても作者欄はきちんとある。当該歌だけを「物語的」といって解決できるものではない。

竹岡『全評釈』、『新全集』は内親王であるためという。徳原前掲論文も「高貴な女性であるがゆえに、その名をあらわにするのははばかられる」と同時に天皇やその后と同格にもできず、異例となる詞書となったとする。しかし玉上琢弥「敬語と身分――八代集の詞書を材料に――」（『國語・國文』第九巻第五号、一九三九年五月）が早く述べたように、『古今集』で敬語の対象となるのは天皇とその后だけである。親王が

・題しらず　雨林院親王（恋五・七八一）
・僧正遍照によみて贈りける　惟喬親王（春下・七四）
・（題しらず）　惟喬親王（雑下・九四五）

のように作者欄に記されることとの待遇の相違がなぜ生じるのかは不分明なままだ。

これらB群は「いずれも固有名詞で表される人物の家族など」（『角川ソフィア文庫』）という共通点のもとで把握されるべきだろう。ただしこの定義だと業平と行平、紀有朋と友則、安倍清行と讃岐など「固有名詞で表される人物の家族」でありながらその人自身も固有名詞で表される例がでてくる。テキストの原則としては、「続柄で示されたときには作者欄に記されない」、とした方がよかろう。ただし、その場合は

・あひ知れりける人の、やうやく離れがたになりけるあひだに、焼けたる茅の葉に文をさしてつかはせりける　こまちが
あね　（恋五・七九〇）

を例外として残すことを断っておかねばならない。「源宗于娘」（異本所載歌一一三五）もあるが、元永本・筋切・志香須賀本にのみみられるものであるため、後世に改変された作者欄の形式とみなす。

A・B各群について一応の説明はついたが、両群を包括する論はいまだ出されていない。作者が詞書の中に置かれるという共通の現象について一元的な理由を与えてこそ、『古今集』の一原則たりえよう。

三、『古今集』の作者欄

ここでは時代の近い歌集・歌合と比較したとき、A・B群の現象が『古今集』に固有であることを確認する。

まずA群のような天皇や后の詠は、他の歌集・歌合において

・左　最手　御製　（昌泰元年秋亭子院女郎花合、二一）
・右　后の宮　（昌泰元年秋亭子院女郎花合、二二）
・左　勝　御製[10]（延喜十三年三月十三日亭子院歌合、一一）
・右　御製（延喜十三年三月十三日亭子院歌合、三八）
・かくて左方に上の御心よりたりとて、右方の親王怨み聞こえさせ給ふと聞こしめして
　院　（延喜十三年三月十三日亭子院歌合、七〇）
・　上の御（〔延喜廿一―二年初冬〕内裏菊合、一）
・題しらず　天智天皇御製（後撰、秋中・三〇二）
・釣殿の皇女につかはしける　陽成院御製（後撰、恋三・七七六）
・御返し　今上御製（後撰、慶賀・一三七九）
・若菜を御覧じて　円融院御製（拾遺、春・二〇）
・七夕祭描ける御扇に書かせ給ける　天暦御製（拾遺、雑秋・一〇八六）

などとされ、作者欄に天皇やその后を記し、「御製」ともしている。[11]

またB群のような続柄も作者欄に記されている。

・県の井戸といふ家より、藤原治方につかはしける　橘のきむひらが女　（後撰、春下・一〇四）
・返し　女五のみこ　（後撰、恋六・一〇三五）
・河原に出でて祓へし侍けるに、大臣も出であひて侍ければ　あつたゞの朝臣の母　（後撰、雑二・一一二九）
・平のたかとをが、いやしき名とりて、人の国へまかりけるに、「忘るな」と言へりければ、たかとをが妻の言へる　（後撰、離別・一三三四）

四例目のように『古今集』と同じく詞書の中に収める例もあるが、これは次にみる通り、詞書と作者欄相互の独立性が失われたものとみられる。

・小弐につかはしける　藤原朝忠朝臣　（後撰、春中・七〇）
　返し　［　］　（後撰、春中・七一）
・五節の所にて、閑院の大君につかはしける　もろまさの朝臣　（後撰、恋三・七三五）
　返し　［　］　（後撰、恋三・七三六）
・大輔につかはしける　左大臣　（後撰、恋五・九五〇）
　返し　［　］　（後撰、恋五・九五一）

この現象は主に贈答歌に現れ、贈歌の詞書で返歌の作者まで示されているために返歌の作者名を省略している。徳原前掲論文が「勅撰式」とよんだ「作者表記が加えられたならば、それが新たな作者表記の現れる直前までを支配する形式」が徹底されていないということだ。これは『新大系』解説が

・人の女に、源かね木が住み侍けるを、女の母聞き侍て、いみじう制し侍ければ、忍びたる方にて語らひける間に、母、知

らずして、俄かに行きければ、かね木が逃げてまかりにければ、つかはしける　女の母　（後撰、雑一・一一〇八）

について、詞書に「人の女」とあることによって、作者は「をんなの母」ではなく「むすめの母」とよむべきなのだと述べた上で、「作者名表記は詞書から独立して存在しているわけではなく、まさしく詞書の延長なのである」といったことと関わるだろう。対して贈答歌でも作者表示を怠らない『古今集』については、阿部前掲論文の「掲出してある作者名は、詞書の文章の話者を示すものとしての役目を果たすものではなく、歌の作者を示すだけの型にのせてあるものとみるべき」という指摘が思い出される。

ただし「歌の作者を示すだけの型にのせてある」というのは見方を変えれば、いちいち作者名を示すことにことさら細かく注意を払っているということでもある。それは詞書に作者が記されていても作者欄で「読み人しらず」とされる場合があることからも分かる。

・紀のむねさだが東へまかりける時に、人の家に宿りて、暁いでたつとて、まかり申ししければ、女のよみていだせりける　読人しらず　（離別・三七七）

・右近の馬場の引折の日、むかひにたてたりける車の下簾より女の顔のほのかに見えければ、よんでつかはしける　在原業平朝臣　（恋一・四七六）

返し　読人しらず　（恋一・四七七）

・業平朝臣の伊勢の国にまかりたりける時、斎宮なりける人にいとみそかに逢ひて、またの朝に、人やるすべなくて思ひをりけるあひだに、女のもとよりおこせたりける　読人しらず　（恋三・六四五）

・ある女の、業平朝臣を所定めずありきすと思ひて、よみてつかはしける　読人しらず　（恋四・七〇六）

『古今集』中に四箇所みえるこれらの例については、すでに岡村和江「『古今集』の詞書および左注の文章について」（『國語と國文學』第四十一巻第十号、第四八七号、一九六四年十月）が「よみ人を話者にできないばあい（よみ人名を確実にキャッチしていないとき）」といい、『新全集』三七七番歌注は「女の名前が分からないので「読人しらず」とした」と述べていた。ただ「名前が分からない」としてしまうと、「東三条左大臣」（春上・三六）や「閑院」（恋四・七四〇）や「紀乳母」（物名・四五四）といった官職などを用いた場合もそれに含まれるようにみえかねない。より正確を期して、「個人を特定できる呼称でない場合は作者欄に記されず「読人しらず」とされる」、と捉え直しておく。

この原則は『後撰集』でも基本的に継承されている。

・ある人のもとに、新参りの女の侍けるが、月日ひさしくへて、正月のついたちごろに、前ゆるされたりけるに、雨のふるを見て　よみ人しらず　（後撰、春上・四）

・荒れたる所に住み侍ける女、つれづれに思ほえ侍ければ、庭にあるすみれの花を摘みて、言ひつかはしける　よみ人しらず　（後撰、春下・八九）

・親ある女に忍びて通ひけるを、男も「しばしは人に知られじ」と言ひ侍ければ　よみ人しらず　（後撰、恋三・七二五）

しかし次にみるように個人を特定しない書き方が作者欄に現れる例

もでてくる。

・内に参りて、久しう音せざりける男に
　　をんな　　（後撰、恋三・七一七）
・あひ知りて侍ける女の、人の国にまかりけるに、つかはしける　公忠朝臣　（後撰、離別・一三一六）
　返し　　女　（後撰、離別・一三一七）

こうした例は少なく、また七一七番歌の例は『新大系』一八二番歌注がいうように「をんな」が詞書の末尾だともとれるが、一三一七番歌は明らかに作者欄とみなせる。ひるがえって『古今集』についていえば、詞書末尾か作者欄かの混乱も生じないように工夫されていることになる。

まとめると、『古今集』は作者欄を一首一首に厳密に対応させて示す（前歌と同じ場合は非表示にすることで「示す」）が、その欄には姓名や官職など個人を特定できる呼称しか記さない。それが果たされない場合は詞書中にその人が登場していても「読人しらず」としてしまう。作者が続柄の形で現れた場合、作者個人そのものを指し示していないため作者欄には置けないが、作者不明ではないため「読人しらず」ともできない。そのため詞書中に記し、作者欄を空白にするという措置がとられたのではないか。

こうした態度からは、作者を明示することへの強いこだわりがうかがえる。ただし天皇とその后も作者欄から排除されていた。すると、そもそも『古今集』がそこに記すべき作者をどのような人物と考えていたのかが問題となる。

四・『古今集』における作者

『古今集』の作者について中島輝賢は、歌をヨム人と称される点から考察した。

まず『角川ソフィア文庫』のコラム「読み人知らず」で、「読人しらず」を初めて用いたのは『古今集』であり、「読人」つまり作者への意識が感じられると指摘した[12]。

そして「〈よみ人しらず〉の出現――『古今和歌集』の作者表記意識をめぐって――」（『古代研究』第四十八号、二〇一五年二月）で次の兵藤論を用いつつ、ヨム人とされる意味を論じる。

兵藤裕己「和歌と天皇――〝日本〟的共同性の回路――」（『王権と物語』青弓社、一九八九年九月、初出一九八五年二月）は、和歌が、五七定型調・類似した寄物型発想・歌語の使用・古歌の利用など、類型性をもつ表現様式をとることに着目した。歌をヨムことはそうした和歌の世界に参加し様式を共有することであり、「王朝社会成員の共同性の根拠」となっている、つまり

和歌をヨムとは、そのヨムという行為＝表現形式において、ヨミ手の個的な心・経験を、和歌世界の祭式的行動性に自己同一化（アイデンティファイ）する行為であった

という。

兵藤のヨム行為の呪性（巫者が「呪的なテキスト」をヨムことで集団の共同性を保証するというもの）を援用しつつ、中島は、それが勅撰集という晴の場面で公的な歌を創作する「〈よむ〉行為になっ

たとき、

〈よむ〉は天皇を中心とした国家の共同性を歌によって保証し持続するという行為になった（中略）〈よみ人〉は、勅撰集において礼楽思想を実現する存在という意味で成立し、その名が知られない時に〈よみ人しらず〉という用語として記されることになった

と述べた。

だが、これらの論はヨムことの呪的性格を無媒介に持ち出しすぎているように思う。兵藤がいうようなヨム行為の呪性が古代にありえたとしても、それを中島のように『古今集』の時代まで敷衍させることは容易でない。兵藤論文初出『日本文学』第三十四巻第二号の「討論」で廣川勝美が「その「呪的テキスト」と「和歌的世界」との関係はいかにということ」を明確にすべきだといい、益田勝実も「ヨムということから切り離して別の論理の過程で、きょうお話しになったような古代貴族社会を絡め取った、芸術としての和歌表現のことを言えないか」と述べていたが、これらの指摘は正当に受けとめられなかった。

益田の述べる通り、和歌の表現様式の類型性が貴族社会成員の共同性を支えているという兵藤の指摘は肯うべきものだ。しかし、それは和歌をヨムことと直結はしない。『古今集』詞書がヨム歌だけでなく、「歌合の歌」（春上・十二）、「たまひける御歌」（春上・二一）、「おくりける」（春上・三八）、「かきつけたりける歌」（賀・三五七）など、和歌の多彩なあり方を記している点に明らかだろう。ヨムであれオクルであれ、和歌を作れば貴族社会の共同性への参加は果たされるのであって、それを「よむ」という言葉のあり方」（中島前掲論文）に求めるのは誤りである。

この問題はむしろ、工藤重矩「「和歌を業とする者」の系譜（一）――『古今集』序の意識――」（『平安朝律令社会の文学』ぺりかん社、一九九三年七月、初出一九九二年九月）にならって、「序はいわゆる歌人をどのように定義しているか」という面から考えるべきだ。

工藤は和歌の作り手を真名序が「業二和哥一者」と呼ぶことに着目し、その定義を、真名序「古天子。毎二良辰美景一。詔二侍臣一。預二宴筵一者献二和歌一」によって「宴筵に預かり、詔によって和歌を献ずる者」とした。また「業」の用例から「和歌を以て仕える者」だともする。そして『古今集』について次のような枠組みを示す。

今現在が和歌の道の「再昌」の時だというからには、侍臣に歌を召す天皇と「古風」の和歌を受け継ぎ帝の召しに応じて献歌する〈歌臣〉がいなければならない

ただしこれによると、『古今集』中に「歌臣」のみならず、歌を献ぜられるべき天皇の歌詠もあることが問題となるのではないか。『古今集』は「家集」や「古来旧哥」を集め「部二類所一レ奉之歌一」したものだった。編纂に供された資料の中には『昌泰元年秋亭子院女郎花合』のように天皇詠を含む歌合もあっただろうし、『奈良御集』のような天皇の私家集もありえたかもしれない。それらを部類した『古今集』に天皇とその后の詠が含まれていてもおかしくはない。歌の収載のされ方においては、歌を召す天皇と献歌する歌臣の構図は認められないのだ。

むしろ、この「歌臣」の存在は作者欄において打ち出されたと、

より限定して考えるべきではないか。だから歌を召す側はそぐわないと判断され、作者欄に天皇が記されなかった。また、「業二和哥一者」の定義には、真名序の「適為二後世被一レ知者。唯和歌之人而已」という部分から、「和歌によって名を残す人々」ということも付け加えられよう。つまり天皇に近侍し、和歌を以て仕え、歌によって名を残す者が歌の担い手として考えられていたことになる。こうして序で明確に表された「業二和哥一者」像は、特に歌によって後世に名を残すという点において、天皇とその后を除外すると同時に、人物を特定して具体的に示すことを要請した。そのために、個人を特定して書けない場合は「読人しらず」とされ、続柄のみの場合は作者欄に記されなかった。その場合、空欄であっても直前の作者欄を引き継ぐのではなく、また「読み人しらず」でもないことを示すために、続柄を詞書の中に記し、天皇とその后の場合も詞書を「御歌」で結ぶようにして区別を図ったのだ。

五・『古今集』詞書の一原則

ここまで、まずA群が天皇とその后の詠であり、B群は続柄で示された者の詠であることを確かめた。そして両群の作者は真名序で定義づけられた「業二和哥一者」の範囲から外れるために作者欄に記されないと捉えられることを論じた。A群について久曾神は「天皇・皇后は詞書の中で述べる」としていたが、三四七番歌では「詞書の中で述べ」られてはいない。天皇とその后については、作者欄を空白にすることと、詞書末尾を「御歌」とすることを以て示す方法がとられたとみなされる。また二条后である藤原高子は皇后位に立てられたことはなく、皇太后であった。「皇后」は「后」としておこう。

すると久曾神の掲げた十項目の一番目は次のように改められることになる。

（一）天皇およびその后、続柄によって示された作者は作者欄を空白にする。前二者は詞書末尾を「御歌」とし、後者は続柄を詞書中で述べることによって、両者は区別されている。

『古今集』における作者欄の空白は、この原則のもとにほぼまとめられることになる。また、それが真名序に基づくものであることからは、テキストとして統一された指針を有していることもうかがえる。詞書の形式は単に作者の身分的階層によっているのではなく、歌集の論理に基づいているのだ。七九〇番歌を例外として残し、真名序にのみよって仮名序を扱わなかったが、これらについては今後の課題としたい。

（凡例）本稿では歌番号をもってその歌に付された詞書を示す。引用はそれぞれ、『古今集』は『新全集』（底本は定家の嘉禄二年書写本を臨写した高松宮家旧蔵本）、『後撰集』『拾遺集』は『新大系』、私家集は『私家集大成』、歌合は『平安朝歌合大成』増補新訂版による。

注

（1）以下注7まで、作者欄に関わる校異を西下経一・滝沢貞夫『古今集校本』（笠間叢書七九、一九七七年九月）により示し、伝公任筆本を小松茂美『伝藤原公任筆古今和歌集』（旺文社、一九九五年五月）の図版編と解説編翻刻によって加えた。

四番歌。私稿本「春のはしめの御うた　二条后」。筋切・元永本「春のはしめに　二条后宮御歌」。

（2）二一番歌。筋切・元永本、「御歌」を「うた」とする。

（3）九〇番歌。為相本、歌の前に「たいしらす　よみひとしらす」、後に「あるひとのいはくこのうたはならのみかとのおほみうたなりと」とあり。雅俗山荘本、為相本と同様、但し「よみひとしらす」なし。

（4）三四七番歌。作者欄に元永本「元和帝」あり。伝公任本、「御うた」を改行のうえ行の下方に記すのは作者欄に記す意識か。

（5）三六八番歌。伝公任本、詞書末尾を「はゝのよめりける」とし、改行のうえ行の下方に記すのは、作者欄に記す意識か。

（6）七八四番歌。作者欄に、建久二年俊成本「をんな」、寂恵使用俊成本「をむな」、元永本「女」とあり。

（7）九〇〇番歌。作者欄に、曼殊院本「なりひらかはは」とあり。

（8）久曾神論文は元永本・筋切においては天皇・皇后も作者欄に記されることに注意を促している。注1・注4校異参照。甲斐睦朗「『古今集』の文章論的研究（一）――詞書の機能を中心として――」（『国語国文学報』第二十八集、一九七五年六月）はこれを承けて元永本系統を原形態とし、「直接の受手である帝への敬意表現のために」「作者表記を詞書に合入させた」のが他の写本だとした。

しかしその系統については、徳原前掲論文が

・元永本生成者たちは、書写の際に、あるいは繙読の際に、徐々に、自ら知りえた「真実」を、自らの『古今集』につけ加え続けたのであって、それは作者名に関しては多く一首のみを拘束する作者表記であった

・天皇、后妃の歌であっても、元永本生成者は詞書の存する歌には作者表記を加えるべきだとする方針を適用しており

と、後世の改変であることを論証している。なお徳原茂実「浮動するテクスト」（『和歌が書かれるとき』和歌をひらく第二巻、岩波書店、二〇〇五年十二月）にも同旨の記述がある（本稿で「徳原前掲論文」と書く場合は、こちらを指さない）。

天皇とその后を作者欄に記す諸本もあるものの、それで写本内を統一しているものはない。原形態の保存とみるより、徳原のように祖本の「不備」を埋めようとする後世の改変であるとみるべきだろう。

（9）七九〇番歌で作者欄の形式に関する異同はみられない。

（10）十巻本「貫之」とあるが、廿巻本により訂する（『平安朝歌合大成』「構成内容」）。

（11）『古今集』に「御製」がないという特徴について倉田実「『古

今集』の成立――「御製」の不在――」（『國文學解釈と教材の研究』第四十九巻第十二号、通巻七一七号、二〇〇四年十一月）に論がある。氏は『古今集』に御製がないことと当代天皇・上皇詠がないことの二点を関連づけ、「当代の宇多院や醍醐天皇詠が未収載ということで「御製」は不在であった」とする。

しかし「御製」が当代天皇詠に限らないことは『後撰集』に「天智天皇御製」（三〇二）「延喜御製」（二七八）とあることによって明らかであって、その二点は関連のない別事とみなされる。

むしろ平安和歌集において、「御製」が詞書には現れず、作者欄にしか記されないという点にこそ注目すべきだろう。たとえば『後撰集』でも直前に挙げたように作者欄に「御製」と記す例は多いが

・院御返し　（後撰、春上・六）

・みかど御覧じて、御返し　（後撰、離別・一三二三）

などのように作者欄を空欄にする場合、詞書では「御」字は用いても「御製」とは記さない。

これは和歌がヨムものであり、「製（ツクル）」という字となじまなかったからではないか。

まず歌集の詞書において、次に挙げる一・二例目のような異例はありつつも、続けて掲げたように和歌はヨムものであった。

・さいがくはさらにもいはず、うたつくることもえたり顔に、この国の人にはたへずぞ有りける（小野篁集）

・永観元年、一条の藤大納言のいゑ、寝殿の障子に国々の名やところをゑにかけるに、つくるうた　（源順集、二五九）

・あるところにて、あめのうちのこうはいをゝしみて文つくり歌よむに　（元真集、一一八）

・二月廿八日、桜の花御覧して、文つくらせ給ひ、うたよませたまひけるに　（清慎公集、八二）

・同日人の詩つくりうたよむにたへたるあまたあり　（源順集、二七三）

・右大臣、家造り改めて渡りはじめける頃、文作り、歌など人〳〵に詠ませ侍けるに、水樹多二佳趣一といふ題を　（拾遺集、雑賀一一七五）

そのヨムは

・すさのをの命よりぞ、三十文字あまり一文字はよみける　（仮名序）

・逮二于素戔烏尊到二出雲国一。始有二三十一字之詠一。　（真名序）

の対応によれば「詠」字があたるらしい。「製」と「詠」の字義を調べると、「製」が「製作又裁也」（宋本『廣韻』韻去聲・祭第十三・制）、「作也」（天治本『新撰字鏡』巻四・十一ウ）とあってツクル義であるのに対し、一方の「詠」は「歌也」（『廣韻』韻去聲・映第四十三・詠）、「謳」（『新撰字鏡』巻三・九オ）とあってウタウ義である。観智院本『類聚名義抄』で

もヨムの訓は「讀」「諷」「誦」などにみられ、ツクルは「作」「製」「裁」などにあって重複しない。

ヨムと「製」の非対応により、「御製」は詞書に記されなかったのだろう。

『古今集』の場合、「御製」と書かれるべき天皇詠の作者欄は空白にすることを原則としていた。その結果として『古今集』において「御製」は不在となったのだ。同コラムが『万葉集』の「作者未詳」注記が不徹底であるとして上代を「作者が分からなくても気にしないという時代」としている点には従えない。

『万葉集』には、巻全体に作者名を欠く巻七・十・十一・十二・十三・十四と、作者名を明記する中に作者未詳歌が混在する他の巻とがある。後者は作者未詳であってもなお「作者を明かにしたいという意欲・興味が存する」ものであるのに対し、前者は「作者をむしろ必要としていない」（遠藤宏「万葉集作者未詳歌論序説」『古代和歌の基層』笠間叢書二三七、一九九一年一月）のである。

前者の作者未詳歌巻は、万葉歌人達の歌作の規範・作歌参考書だった（『大系』「各巻の解説」巻十、巻十一・十二）とも、歴史を綴る巻々から次元をかえて歌の世界の広がりを示す（神野志隆光「歌の世界のひろがりと成熟」『万葉集をどう読むか――歌の「発見」と漢字世界――』東京大学出版会、二〇一三年九月）ともいわれる。いずれにせよ年次や作者を明示する歌々と時代を共にしつつ位相を異にしてあるのであって、決して「作者が分からなくても気にしないという時代」ではなかった。

（ひろせ　きみひこ・北海道大学大学院博士後期課程）